

午前10時00分 開 議

○委員長（桐生清太郎君） 皆さん、おはようございます。これより決算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立しました。

議事に入る前に、市長から発言を求められております。

吉田市長。

○市長（吉田和夫君） おはようございます。大変忙しい中ではありますが、1件だけ報告させていただきます。

昨日のテレビニュース等で報道されました。きょうは新聞等でも報道されておりますが、予防接種による健康被害に関しまして報告させていただきます。この予防接種による健康被害に係る医療費及び医療手当、それから障害児の養育年金の給付について、8月の31日の全員協議会でもご報告申し上げましたが、平成20年の9月に厚生労働省で予防接種法に基づく疾病及び障害の認定について否認する旨の通知を受け、市では不支給と決定したところであります。しかし、その後被接種児童及び保護者、それと胎内市もそうではありますが、その通知に対しまして、県知事に行政不服審査法に基づいて審査請求を行いました。県では、専門家の鑑定結果を参考に、予防接種と疾病との因果関係が認められるべきとの裁決を行い、厚生労働省に裁決書を提出し、このたび国において再審査を行った結果、平成23年8月23日に否認の決定を取り消し、認定する旨の通知がなされ、市では給付を決定したところであります。なお、給付につきましては、12月定例会で予算を上程したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。また、昨日家族及び支援者が知事に対しまして、今回の決定に対し感謝を申し上げますとともに、同じような予防接種による健康被害を受けた方々が迅速に救済できるような仕組みづくりを要望したのに対し、知事は国が画一的なやり方でなく、行政は市民一人一人に対し血の通ったものでなければならないということであり、一日も早く元気になられますようということで、支援していくということで答えをいただいたところであります。

こういう内容であります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 引き続き直ちに議事に入ります。

本日は、認定第14号から認定第16号までの公営企業会計計3件の質疑及び認定第1号から認定第16号までの各議案の採決並びに意見の聴取を行います。

それでは、認定第14号 平成22年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について説明願ひます。

西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） おはようございます。それでは、認定第14号 平成22年度胎内市公共下水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

まず、下水道事業の概況からご説明いたしますので、1ページをお開きください。総括事項といたしましては、平成22年度末の処理人口は前年度と比較いたしまして129人、0.6%増で2万590人、水洗化人口は179人、1.2%の増で1万4,598人となりました。全体計画人口に対する進捗率は1.1%向上して97.8%に、また水洗化率は0.4%向上して70.9%になりました。処理件数では138件、2.7%増の4,947件となりました。また、年間処理水量は5万6,379立方メートル、3.3%増の176万4,418立方メートルとなりました。しかし、1件当たりの下水道使用量を見ますと、1カ月当たり0.3立方メートル、1.2%減の25.6立方メートルとなりました。

次に、建設事業の状況ですが、管渠布設工事として中条、つつじヶ丘、塩津、西川内、北成田地内において1,814メートル施工し、マンホールポンプを新たに3カ所設置いたしました。また、中条浄化センターでは施設の長寿命化対策工事の一環として、第1系列最初沈殿池の防食被覆工事を実施いたしました。

次に、経営状況につきましては、決算書に従ってご説明申し上げます。ここで、決算報告書と附属種類の工事及び設備については消費税込みの金額であり、そのほかは消費税抜きの金額で記載してありますので、ご注意願います。

収益的収入及び支出であります。消費税抜きの金額でご説明いたしますので、17ページをお願いします。収益的収入であります。17ページの(2)、事業収入に関する事項をごらんください。下水道事業収益が6億983万5,887円と昨年度と比較いたしまして2,938万5,753円、4.6%の減となりました。収入の主なものとしては、下水道使用料が2億5,411万4,294円と、昨年度と比較しまして653万6,418円、2.6%の増となりました。下水道料金の収納率は、前年度と比較いたしまして0.16%低い97.96%でありました。また、営業外収益で前年度と比較しまして4,093万7,052円、10.6%の減となりました。これは、主として他会計補助金が減少したことによる減でございます。

次に、収益的支出であります。3の事業に関する事項をごらんください。下水道事業費用が7億7,008万6,303円と、昨年度と比較いたしまして1,074万1,475円、1.4%の減となりました。これは、営業費用が前年度と比較して2,771万6,988円、5.8%の増であったものの、高利の起債を低利のものに借りかえたことなどにより、支払利息が3,730万4,062円、12.7%の減少によるものであります。また、特別損失として受益者負担の不納欠損として1人分19万3,143円を計上いたしました。下水道使用量につきましても、19ページの附帯事項に掲載いたしました。10人分、42件が時効により不納欠損として計上いたしました。これは、本人死亡や行方不明などにより徴収不能となったものであります。この結果1億6,025万416円の純損失となりました。昨年度と比較いたしまして1,864万4,278円、13.2%の増となっております。

次に、3、4ページをお願いします。資金的収入及び支出であります。収入総額で5億8,652万6,340円でありました。その内訳は、企業債3億2,470万円、国庫補助金7,748万円、他会計補助

金 1 億 1,622万円、受益者負担金 6,664万 7,200円、工事負担金 14万 9,140円であります。前年度と比較いたしまして 13億 4,058万 1,252円、69.8%の減となりました。

支出総額では 7 億 5,964万 9,450円であり、その内訳は建設改良費 2 億 2,097万 7,680円、企業債償還金 5 億 3,867万 1,770円であります。前年度と比較しまして 13億 1,705万 5,687円、63.4%の減となりました。このように歳入歳出とも大幅な減となりました理由といたしまして、平成 22年度の工事費等が前年度と比較して 6 億 332万 8,294円減少したこと、工事負担金の減少、受益者負担金の減少、前年度にあった起債の繰上償還が平成 22年度にはなかったことなどによるものであります。資本的収入が資本支出に不足する 1 億 7,312万 3,110円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次の 5 ページでありますけれども、公共下水道事業損益計算書であり、平成 22年度の損益をあらわしております。営業利益が 2 億 6,381万 9,247円に対し、営業費用が 5 億 537万 9,966円でありましたので、営業損失が 2 億 4,156万 719円となりました。

また、営業外収益が 3 億 4,601万 6,640円、営業外費用が 2 億 6,451万 3,194円でありましたので、経常損失は 1 億 6,005万 7,273円となり、特別損失を加えた当年度純損失は 1 億 6,025万 416円となりました。その結果、前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は 3億 3,611万 9,589円となりました。

次の 6、7 ページは、剰余金計算書であります。翌年度繰越資本剰余金は 144億 889万 8,053円となりました。

7 ページの下のほうにありますのが欠損金処理計算書であり、当年度未処理欠損金を翌年度に繰り越すものであります。

8 ページは貸借対照表であり、年度末における公共下水道事業の財政事情を明らかにするため、すべての資産、負債、資本を記載したものでございます。

10ページ以降には附属書類として、11ページに事業概要、13ページから 16ページに工事及び設備の状況、17ページ、業務内容、18、19ページに会計内容、20ページから 22ページに収益費用明細書、23、24ページに固定資産明細書、25ページから 32ページに企業債明細書を掲載しましたので、ご確認願います。

以上で認定第 14号 平成 22年度胎内市公共下水道事業会計決算についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第 14号 平成 22年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 一番最初の冒頭説明ございました 11ページを見ていただきたいのですが、概況ということで、最初年間の処理水量が 176万 4,000立方メートルある。真ん中、総費用につい

ては7億7,000万円ありますということで、私単純にこれ割ってみたのです。そうしたら平方メートル当たり436.5円という単純な単価が出ました。これは、もう一概に処理単価とは言えないのだと思うのですが、この処理単価というか、この単価の推移、大体ここ四、五年どのぐらいな形で推移しているのかなというのが1点。

あと当然今お話のとおり、処理単価も下げようという努力されているのだと思うのですが、どんな形で努力されているのかなという部分、対策を講じながらやられると思うのですが、その内容。

さらには、この下水道の処理単価というのは、近隣、新発田とか、村上から見れば安いというふうに私聞いているのですが、本当に安いのかな、こういう3つをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 処理原価につきましては、営業費用と営業外費用を足したものが附帯事業費と材料及び不用品売却原価を引きまして、それを年間有収水量で割ったものが処理原価という形になりますけれども、それで年間の推移でございますが、手元にありますのが19年度から22年度のものでございますが、19年度が540.79円、20年度が554.36円、21年度が530.7円、22年度510.24円ということで、20年度はちょっと上がったのですが、大体下がってきているということでございます。

それと近隣市町村の原価につきましては、手元に資料ございませんので、ちょっとお答えできませんので、よろしくお願いいたします。

その処理原価を下げる方策と申しますか、どういうことをやっているかということでございますが、まずトータル的に係る費用というのは決まっておりますので、その分経費の縮減等をやってもあまり効果が出てきませんので、今までやってきたことといたしますと、例えば乙地区の汚泥ですか、等を処理場に持ってきて処理することで処理単価を下げていくと、あと農業集落排水事業からの処理費用の収入を見込むということ、それから当然処理水量を上げるということで、水洗化率の向上ということにも努めてまいりました。今後黒川地区の汚泥も処理する方向では進んでいますので、その分処理単価は下がってくるのかなと思っております。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ありがとうございます。処理単価を下げる方策ということで、水洗化率を高めるといふ部分があるかと思うのですが、今現在何か70%ぐらい、目標は80に置いているということで、その10%を上げればやっぱり下がるということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 当然10%上げればそれだけ水量が伸びてきますので、必然的に処理単価は下がってくると思います。

- 委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。
- 委員（菅原市永君） 今の薄田委員との関連なのですが、前の課長のとき100%しても単価は下げられないと、赤字であるという答弁をいただいております。それと今の発言は、課長がかわってそういうことでいいのでしょうか。はっきりしてください。
- 委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。
- 上下水道課長（西條正幸君） この収益的支出でございますけれども、これについては100%の水洗化率になってもこの分は賄えないということになります。当然他会計補助金というものは必要になってきますけれども、そういったものが必要ということで、単純に費用を使用料だけで賄うのはちょっと難しいかと思えます。
- 委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。
- 委員（菅原市永君） 確かに受益者とすれば下がるということに対しては大歓迎なのですが、ただ会計事情を見ると、薄田さんの答弁を見ますと、80%になれば下げられるような見通しだということで私も受け取ったのですが、この会計を見るとなかなか難しいのではないかというふうな考えを持ったものですから、その点はっきりしたことをやはり課長かわって次々とやはり答弁違うようでは、こちらの受け取りも非常に混同しますので、100%になってもなかなか下げられないというふうなのであれば、きちんとやはり言って、当面は80%にするというふうなことで説明したほうが誤解ないと思うのですが、その点いかがですか。
- 委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。
- 上下水道課長（西條正幸君） まさにそのとおりでございます。水洗化率はとにかく80%を目指して頑張らせて上げていきたいと思っております。
- 委員長（桐生清太郎君） 小林委員。
- 委員（小林兼由君） ちょっとお聞きしたいのですが、2ページの管理及び処理場費ですが、この中で薬品費が350万円ほどありますが、これは恐らく活性酵素かなと思うのですが、中条町当時汚泥の微生物を活性化して、汚泥の量を例えば7,000トンから6,000トンぐらい減らして、後の残を肥料にしたり、炭化してトンネル等の資材に使ったわけですが、その肥料に使った分がどうしても悪臭が残るということで、ニイガタオーレスさんがやめてしまったのです。そういうことで、今そういう汚泥の処理は現実どうなっているのか、どうされているのか、ちょっとお願いします。
- 委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。
- 上下水道課長（西條正幸君） まず、この薬品費でございますけれども、これにつきましては処理水を滅菌するための次亜塩素酸ソーダ、それと余剰で発生しますので、それを脱水するときに使う凝集剤でございます。これが主なものでございます。できた余剰汚泥につきましては、今100%炭化しまして、有効利用させていただいております。
- 委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 100%炭化して有効利用ということですが、こういった使用方法をされているのか。それは、有料なのかどうなのか。その辺どうですか。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） できました炭化物につきましては、初年度につきましては、ごみ焼却場のダイオキシン吸着材として出荷しました。その後ちょっと利用が停滞しておりましたけれども、今回セメント工場の燃料として出しております。単価としましては安いのですけれども、トン当たり525円でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 松井委員。

○委員（松井恒雄君） 下水道の水洗化率と申しますか、接続率の向上策なのですけれども、先般の一般会計のときも農集のほうで質問されておられますけれども、上下水道課のほうでは人の集まるところにPRしたり、あるいは展示会等でもPRと、そしてまた人は足りないけれども、戸別訪問をやっているというように聞いたわけなのですけれども、これはもう何年もこういう対策で進んできたわけなのですけれども、なかなか水洗化率が上がってこない。今回も0.6%というようなことでございますけれども、また下水道も布設されていない地域は、集落の町内から末端のほうで本管を入れるにもかなり経費がかかって、その集落も五、六軒とか、そういうところも今工事やっていると思うのですけれども、さらに原価が上がるような方向にあるわけなのですけれども、やはりあと80%まで上げるには、今見ると微増なわけですから、もう少し人を入れて、戸別訪問を徹底的にやると。そして、水洗化率70%以下の集落については、戸別訪問を徹底してやって、もう少し上がる方向にしないと、水道もしかり、下水道もやはり胎内市の場合、よその市町村と比べると高いです。それも皆さんの生活に響いてきているわけでございます。そんなことを考えると、その辺市長、今後人を入れて上げることを考えられないか、もしありましたら聞かせてください。

○委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） きのうも菅原委員さんのほうからお話ありました。やはりこの接続率につきましては、イベントとか、あるいはPR、啓蒙活動もしかりなのでありますが、やはりきのう課長がお話ししたちょっと人が不足したということでもありますけれども、人事異動で専門の方も地域振興課なり、農水のほうに来ているわけでもありますので、私はそういう縦割りではなくて、やはり集中するときは集中して、個人の方々を連携をとりながら動かすのが本来の姿ではないかと思っておりますので、このPRにつきましては戸別の訪問につきましても、何で接続できないのか、接続できなかったらどういう手法があるのか、これらを十分戸別で説明する必要があると思っておりますので、人員が不足であればまた他課からかりて、集中的に訪問させて、PRさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 下水道においては、今ほどの説明で進捗率 97.8%ということで、大変いいのですが、下水道法では 3 年以内、また単独浄化槽を利用している場合は 1 年以内に接続ということをお聞きしてきていたわけですが、各よその市町村ではそういう範囲内で接続した人たちには、その金額は年によりましては、単独浄化槽の場合は例えば 5 万円、1 年でつないだ人には、2 年目でつないだ人には 3 万円とか、そういうような方法を取りながら接続を進めているという市町村もあるわけですので、いいところを取り入れて接続促進をするべきではなかろうかと。ただ、家庭訪問したから、ということで、それで全然接続が上がらなかつたらどうするのかと、下水道は補助金と交付税で成り立ってきたわけですが、一般会計にしわ寄せが来るのです。その辺を考えた上で、課長ひとつ今後何か案を持って説明いただきたいと思うのですが、その辺考えございますか。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） ただいま質問にありましたように、全市町村ではございませんけれども、他の市町村では例えば融資制度の利子補給、1 年、2 年、3 年目で差をつけているところもございます。また、し尿浄化槽とか、便槽の撤去費用も年数に応じて変えて助成しているところもございますので、その辺予算措置も伴いますので、今後どういうことが可能か検討していきたいと思っております。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第 14 号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第 15 号 平成 22 年度胎内市水道事業会計決算の認定について説明願います。

西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） それでは、認定第 15 号 平成 22 年度胎内市水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

まず、水道事業の概況からご説明いたしますので、11 ページをお開きください。総括事項といたしましては、平成 22 年度末の給水人口は前年度と比較いたしまして 204 人、0.8% の減で 2 万 5,944 人、給水戸数は 25 戸、0.3% の増で 8,648 戸となりました。有収水量は 4 万 4,676 立方メートル、1.6% の増で 275 万 4,403 立方メートルとなりました。

次に、建設改良事業の状況ですが、配水管整備事業として、石綿管更新工事や配水管布設がえ工事などで 1,101 メーターを布設いたしました。また、施設整備事業といたしまして並槻浄水場の運転監視装置のデータロガー装置の更新や下高田配水池のバイパス弁機能改良工事を行いました。

次に、経営状況につきましては、決算書に従ってご説明いたします。ここで、決算報告書と建設改良工事の概況については消費税込みの金額でございます。また、そのほかのものについては

消費税抜きの金額で記載してありますので、ご注意願います。

収益的収入及び支出であります。消費税抜きの金額でご説明いたしますので、17ページをお願いいたします。収益的収入であります。 (2) の事業収入に関する事項をごらんください。水道事業収益が5億8,327万7,973円と、昨年度と比較しまして2,003万7,090円、3.6%の増となりました。収入の主なものといたしましては、給水収益が5億6,160万9,174円と、昨年度と比較しまして76万6,962円、1.4%の増となりました。水道料金の収納率は前年度と比較しまして0.25%低い97.14%でありました。また、その他営業収益が前年度と比較しまして1,235万8,038円、142%の増となりました。これは、主として公共下水道事業及び農業集落排水事業の料金賦課徴収業務を受託したことによる増でございます。

次に、収益的支出であります。 (3) の事業費に関する事項をごらんください。水道事業費用が4億7,430万437円と、昨年度と比較しまして3,101万158円、6.1%の減となりました。これは、営業費用が前年度と比較しまして3,023万5,919円、9.8%の増であったものの、高利の起債を低利のものに借りかえたことなどによる支払利息が2,119万3,801円、13.6%の減及び前年度計上しました特別損失が今年度はなかったことによるものでございます。その結果1億89万7,536円、88.1%増の純利益となりました。しかしながら、運転資金に不足が生じることから、一般会計より長期借入金として2,000万円を借り入れしております。収益的収入の明細につきましては19ページ、収益的支出の明細につきましては20ページから22ページに記載しておりますので、後でごらんください。

次に、3、4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額でご説明いたします。収入総額で4,336万5,300円でありました。その内訳は、企業債2,940万円、工事負担金1,396万5,300円であります。前年度と比較して3億5,695万4,703円、89.2%の減となりました。大幅な減となりましたのは、平成22年度に公的資金保証金免除繰上償還財源として3億4,400万円借り入れいたしました。平成22年度からはそれがなかったことによるものであります。

支出総額では3億3,618万8,143円であり、その内訳は建設改良費6,053万8,240円、企業債償還金2億7,564万9,903円であります。前年度と比較しまして3億7,284万648円、52.6%の減となりました。この理由といたしまして、建設改良工事の減、前年度に起債の繰上償還が3億4,477万円あったことによるものでございます。

資本的収入が資本的支出に不足する2億9,282万2,843円は、当年度分消費税等資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次の5ページにつきましては、水道事業損益計算書であり、平成22年度の損益をあらわしております。営業収益が5億8,267万1,768円に対して、営業費用が3億4,007万2,567円でありましたので、営業利益は2億4,259万9,201円となりました。また、営業外収益が60万6,205円、営業外

費用が1億3,422万7,870円でありましたので、当年度純利益は1億897万7,536円となり、当年度未処理欠損金は2億8,743万5,972円となり、前年度より27.9%減少いたしました。

次の6、7ページは、水道事業剰余金計算書であります。当年度未処理欠損金は、先ほどご説明申し上げましたが、2億8,743万5,972円であり、また翌年度繰越資本剰余金は3億2,429万6,630円となりました。

7ページの下の方にありますのが水道事業欠損金処理計算書であり、当年度未処理欠損金を翌年度に繰り越すものであります。

8ページは、水道事業貸借対照表であり、年度末における水道事業の財政状態を明らかにするため、すべての資産、負債、資本を記載したものでございます。

11ページ以降には、附属資料を添付いたしました。11、12ページに事業概況、13ページから15ページに2年度の工事及び設備の状況、16、17ページに業務内容、18ページに会計内容、附帯事項として水道料金の不納欠損額を示しております。19ページから22ページには収益費用明細書、23ページから26ページには固定資産明細書、27ページから32ページには企業債明細書を記載しましたので、ご確認願います。

以上で認定第15号 平成22年度胎内市水道事業会計決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第15号 平成22年度胎内市水道事業会計決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 有収率の問題なのですけれども、今回75.8%ということで下がっていますけれども、75%ぐらいだと4分の1が無駄になっているという計算になるわけですけれども、私の記憶では以前は80%を維持していた時期があったように記憶していますけれども、年々下がっているのか、この間の推移についてと原因がどうなのかということについて最初伺います。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 確かに有収率75.8%ということで、4分の1ぐらい出ております。これにつきましては、漏水関係、それとあと現在末端管渠といいますか、例えば北成田とか、村松浜、それから桃崎浜、末端のほうで残留塩素ゼロになるのを防ぐために、常に出しておく場所がございます。ですので、そういったことも影響するのかなというふうには思っていますが、ただ現実75.8%というのはちょっと低いと思いますので、その辺もう一度末端のほうの吐出といいですか、そういったバルブをチェックしまして、もう少し有収率を上げるような方向に持っていきたいと思っております。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） せめて下水道ぐらいになればいいと思うのですが、それとこれに関連する

のですけれども、何年か前から大出集落で濁る水が出ていて、一部の世帯で困っているという苦情がたぶんいっていると思うのですけれども、その原因と今後改善に向けた内容ということはどうなっているのか。もう何年かこれ続いているようなのですけれども、なかなか改善されないということで、把握していると思うのですけれども、内容について伺います。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 確かに富岡水源の水道でございますが、乙、それから桃崎浜方面にだいが前に水道を持っていったわけでございますが、その際に全員が加入するという前提及び消火栓の関係がございまして、それで太い管を入れたわけでございますが、思ったほど乙地区加入率が悪くて、実は水道管の中の水の流れがかなりゆっくりでございますが、そのため水道管の中に水あか、といいますか、そういうのがたまることがございます。それでピーク時といいますか、水量、流量が増えると流速が速まりまして、その影響で濁りが発生するという事態が起きております。ですので、これにつきましては中の水あか、それをとるような方策をちょっと今考えていこうかなというふうに思っております。例えば夜間に流量を上げて水あか、をとるというような作業があるかと思うのですけれども、そういった方法を考えていきたいと思っております。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これはちょっと数年来続いていることで、地域住民からも苦情があって、水道をつないだはいいけれども、そういう状況で、特に仕事から帰ってきてあげようとする、1回目は特に無駄にしないとだめだというふうな感じになっているので、前から言っているにもかかわらずなかなか改善されないということについての苦情なのです。先が見えなければやはりではその濁った分ぐらいは水道料金を安くしてもらってもいいのではないかというぐらいに思っている方もいるので、そういう人たちに対して、原発問題ではないですけれども、先が見えるようなことを示してもらわないと、なかなかこの問題は解決しないのではないかと思うのですけれども、展望について伺います。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 先ほども申しましたとおり、その原因としましては管の中の水あかでございますので、年1回か、2年に1回かちょっとあれですけれども、そういった水あかをとる作業をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 5ページの損益計算書の項目をちょっと質問させていただきます。

22年度は、非常に頑張って経常利益が1億円ちょっと出たということで、最終的に繰越欠損金が減っております。実際的には2億8,700万円ほどまだ未処理の欠損金があるよということで、これ欠損金というのは赤字です。事業の赤字をいうのです。その赤字、これ3億円弱あるわけですが、この辺いつごろになるとこの赤字解消されるのかなという単純な疑問なのですが。

- 委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。
- 上下水道課長（西條正幸君） 全員協議会でもご説明いたしましたとおり、これにつきましては現在の状況からいたしますと、平成26年度には解消いたします。
- 委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。
- 委員（薄田 智君） その関連というかあれなのですけれども、ことしはいろんな形で地震だ、津波だ、台風だ、豪雨だという形で日本の各地でそういうふうな災害が起きております。でも、胎内市はそれほど大きな被害はなかったわけですけれども、水道管の破損とか、今言ったような水道水の濁りとか、いろいろの部分でやはり老朽化していると思うのです。これをしながらこういう部分は解消できるというふうに考えていいのでしょうか。
- 委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。
- 上下水道課長（西條正幸君） 一応老朽管更新、石綿管更新の方法でございますが、そういったものを織り込んだ上での収支でございます。ですので、それをやっても26年度には解消するという計画でございます。
- 委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。
- 委員（薄田 智君） ちなみに例えば地震、起きないほうがいいのですけれども、その地震というのは震度何ぐらいを想定した中で大丈夫な設計になっているのでしょうか。
- 委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。
- 上下水道課長（西條正幸君） 震度幾つということについては、ちょっとそういった想定はしておりません。現実的には一番地震に弱いと言われておりますのが石綿管でございますので、それだけは計画的に更新していく予定でございます。
- 委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。
- 委員（薄田 智君） しつこくて済みません。我々会派で四国へ視察に行ったときに、やはりつなぎ目とか、そういったところが弱いというふうに言われていますので、そういったものも改良されていますので、ぜひ更新しながら災害に強いという部分をやっていただきたいなというふうなことを思うのですが、いかがでしょうか。
- 委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。
- 上下水道課長（西條正幸君） 確かに最近耐震性の高い接続部分なのですが、のみ込みの長いやつが出てきております。ただ、現実的にそれをみんな入れかえるとなると、胎内市の水道管をみんな入れかえなければいけないということになりますので、それはちょっと不可能かと思えますので、それを重要度を勘案してもしあれば、石綿管更新の後にどういったことができるのか考えていきたいと思えます。
- 委員長（桐生清太郎君） 新治委員。
- 委員（新治ひで子君） 今薄田さんの質問の関連ですけれども、石綿管更新は今どれぐらいの割

合が更新が終わっており……

〔「説明したよ」と呼ぶ者あり〕

- 委員（新治ひで子君） 済みません。改めて確認をさせていただきます。
- 委員長（桐生清太郎君） 新治委員、再度確認を求めますか。いいですか。
- 委員（新治ひで子君） はい。
- 委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） 2年度の決算書をでかしてから監査委員に審査してもらって意見書を付してもらっているわけですか。
- 委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。
- 上下水道課長（西條正幸君） ここへご説明申し上げる前に監査委員のほうにはご説明申し上げてございます。
- 委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） そうすると、監査委員が審査意見を付しているわけですがけれども、その付された意見の取り扱いと申しますか、どのような責務があるのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいのですがけれども。
- 委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。
- 上下水道課長（西條正幸君） 当然監査委員さんがまとめた意見については、十分尊重すべきものと考えております。
- 委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） 結局2年度を見ますとこうしましたと、そしてそれに対して監査委員さんが見て、意見を付すわけです。その指摘事項に対してこうします、ああしますということを特に報告するとか、それについて何か執行部のほうで。
- 委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。
- 市長（吉田和夫君） 監査委員さんの意見書につきましては、私なりにご意見を、意見書を持ってくるわけではありますが、この水道だけでなく、一般会計あるいは特別会計、この企業会計もそうであります。いろいろなご指摘もあるわけでありまして、これらにつきましては、どういう回答をするかということで、回答文書は出しておりません。したがって、課長会議あるいはいろんな面でのご指摘のところにつきましては、課長会議を終了した後に参事、係長にご指摘をして、きちんと対応できる体制をとっているわけでありまして。
- 委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） その結果等々を議会にこういう場で報告する義務はないわけですね、そうすると。
- 委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 法律上ないと思うのでありますが、なるべくないようにひとつお願いします。きちんと職員でやっていきたいと思いますので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） 新治さんの関係でちょっと、薄田さんのあれもちょっと関連するのですが、石綿管の問題ですけれども、今3,630メートル残っているということですが、11ページです。このペースでいくともう9年ぐらいかかるのですけれども、さっき薄田さんのとき26年度まで、今年度入ったらあと4年くらいでこの3,630メートル全部終わるのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 一応石綿管更新につきましては、平成2年度から3年度までの10年間の計画でやっているところでございます。ただ、本年度330メートル更新の予定でございまして、それが終わると大体40%ぐらいの進捗率になりますので、もう少し早く終わるかなという感じは持っております。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 課長、資本費の平準化債、この前いただいた資料。あれは平成2年度の決算が終わったから出てきたのか、その辺ちょっと。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 資本費平準化債につきましては、この決算書が終わったから出てきたということではございません。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第15号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第16号 平成22年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について説明願います。西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） それでは、認定第16号 平成22年度胎内市工業用水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

まず、工業用水道事業の概況からご説明申し上げます。9ページをお開き願います。工業用水道につきましては、平成8年、9年度に新潟中条中核工業団地の清水地区への工業用水供給施設として地域振興整備公団9割、旧中条町1割の費用負担で完成いたしました。現在に至るまで工業水道を使用していただけの企業が工業団地にまだ進出してきてはおりません。したがって、本年度も一般会計からの補助金を財源といたしまして、企業債の元利償還を行いました。

それでは、工業用水道事業会計決算書の1、2ページをお開き願います。収益費用明細書が12ページにございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。収益的収入では、工業用水を使用する企業がないため、影響収益がなく営業外収益だけとなりました。この内訳といたしまし

て、一般会計からの繰入金が47万1,000円、預金利息が178円であり、収入合計では47万1,178円となりました。

収益的支出では、営業費用の主なものといたしまして、減価償却費が89万4,376円、営業外費用といたしまして、企業債の支払利息が42万8,272円であり、支出合計では132万4,248円となりました。

次に、3、4ページをお開き願います。資金的収入及び支出であります。資金的支出では企業債償還元金の102万8,186円でありました。それを賄うため、資金的収入では他会計補助金として一般会計から102万9,000円を受け入れたものであります。

次に、5ページは損益計算書であり、平成22年度における損益の計算であります。当年度純損失は85万3,070円であり、その結果前年度繰越欠損金とあわせた当年度未処理欠損金は41万9,565円となりました。

6ページは、剰余金計算書であり、翌年度繰越資本剰余金は2億5,106万5,529円となりました。次の欠損金処理計算書につきましては、当年度未処理欠損金を翌年度に繰り越すものであります。

7ページは、貸借対照表であり、年度末における工業用水道事業の財政状態を明らかにするため、すべての資産、負債、資本を記載したものであります。

8ページ以降には、決算附属資料として、事業概況、業務内容、会計内容、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を掲載しておりますので、ご確認願います。

以上で認定第16号 平成22年度胎内市工業用水道事業会計決算についての説明を終わらせていただきます。よろしく願います。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第16号 平成22年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第16号の質疑を打ち切ります。

以上で当委員会に付託された議案に対する質疑は終了しました。

お諮りします。ここで全課長の出席等を求めるため暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（桐生清太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、これより各議案の採決を行います。

最初に、認定第1号 平成22年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議ないので、これより採決します。

認定第1号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第1号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第2号 平成22年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 平成22年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第4号 平成22年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 平成22年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第6号 平成22年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第7号 平成22年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第8号 平成22年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第9号 平成22年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第10号 平成22年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第11号 平成22年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第11号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第12号 平成22年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第12号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第13号 平成22年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第13号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第13号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第14号 平成22年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第14号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第14号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第14号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第15号 平成22年度胎内市水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第15号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第15号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第15号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第16号 平成22年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第16号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第16号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第16号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたします。この結果を最終日に報告いたします。

これをもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時25分 閉会